

1 市場価格の著しい下落 (14 項及び 83 項)

14 項では、「市場価格が著しく下落したこと」とは、「市場価格が帳簿価額から少なくとも 50%程度下落した場合」とある。

一方、83 項但書として、「減損の兆候は・・・その程度は必ずしも画一的に数値化できるものではないため、50%程度下落していないときでも、状況に応じ個々の企業において判断することが必要な場合がある」とあり、市場価格の著しい下落が 50%未満の場合であっても状況によっては減損を実施すべきであるという趣旨であると理解している。

現状 14 項の記載では 50%程度下落しないと著しい下落ではないと読める。少なくとも 50%程度以上下落するまでは減損の兆候に該当しないと判断され、過度に減損の認識の判断を行う対象を制限する恐れがあるため、「著しい下落の数値基準は個々の状況に応じて異なるものであるが、例えば 50%程度下落した場合は著しい下落と考えられる」というような記載を追加し、挙げられている数値基準は例示に過ぎないということを明記してはどうか。あるいは、「少なくとも市場価格が帳簿価額から 50%程度下落した場合」という記載に修正すべきと考えられるがどうか。

また、上記記載に加えて、「金融商品会計に関する実務指針」第 91 項にあるように、「下落率が 30%未満の場合には、一般的には『著しく下落した』ときに該当しないものとする」という記載を追加し、著しい下落に関する判断を必要としない下限基準を設けることも考えられるがどうか。

2 資産のグルーピング(64 項及び 130 項)

64 項では「資産と対応して継続的に収支の把握がなされている単位を識別」することが求められているが、会社は「継続的に収支の把握がなされている単位」が合理的であることを十分に説明すべきであることを適用指針で明確にすべきと考えられるがどうか。

130 項では重要な減損損失を認識した場合にのみ、グルーピングの方法の開示が必要だが、減損処理を行わなかった場合には過度の開示負担を避けるという理由で、グルーピング方法の開示は不必要とされている。また準拠性を高めるために開示を要求することもしないとされている。しかし、監査人には合理性を有することを証明するのであるから、過度の開示負担にはならないのではないかと。重要な減損損失を認識した場合のみならず、減損の兆候があったが減損損失を認識しなかった場合にも資産のグルーピング方法を開示することは投資家にとって有用な情報であると考えられるため、グルーピングの方法の開示は必要だと考えられるがどうか。

3 資産のグルーピング(64 項(2)また書き)

資産のグルーピングに関して、64項(2)また書き以下に「稀ではあるが、法規制によって企業に製品やサービスの供給義務があり、このため販売価格の認可制や広い安全管理義務、拡張撤退が自由にできないような場合には、供給義務が課されている資産また複数の資産から生ずるキャッシュ・イン・フローには相互補完的な影響があることに該当すると考えられる。」とあり、特例的な扱いを規定していると理解している。

64項にはこのような特例的な扱いが記載されているために、誤解を生じさせる可能性があり、拡大解釈される懸念がある。従って、原則的な考え方と特例とを区分して記載した方が実務上の混乱を避けるために望ましいと考えられるがどうか。

4 資産のグルーピング

資産のグルーピングでは、まず継続的に収支の把握がなされている単位が基礎となるため、絵画等美術品は通常の事業会社においては、キャッシュ・フローを生み出す単位とはならず、継続的に収支が把握されることもない。このような資産は共用資産として、当該会社自体が好業績・高収益の企業である場合には、仮に資産の時価相当額が簿価の1割程度まで下落していたとしても、減損処理の対象とならない事態が生じることも想定される。

会社の事業内容とは直接的・密接な関係がないと考えられる資産については、キャッシュ・イン・フローの寄与に直接関係しないものも1つのグルーピング単位と認めるといった対応を考えてはどうか。

5 共用資産(45項)

共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分する場合の「合理的な配賦基準」(45項(1))とは具体的にどのようなものを指すのか。

共用資産の配分方法は継続して適用することが求められるが(45項(2))、この場合の継続とは、配分比率が固定され前年と同一ということの意味なのか、配賦基準自体は前年と同一であるが配賦比率は変動する場合も認められるのか。(例：従業員数という配賦基準を採用している場合、配賦基準は継続しているが従業員数の変動によって配分比率は前年度から大きく動く場合)

以上